

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 4 1 号  
2 0 1 5 年 3 月 1 3 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

前田さん、竹本さんの裁判に現場管理者（大阪第一、二運輸所勝見副所長、  
大阪第二運輸所馬場助役）が行っていたことに対する解明要求

3月5日、大阪第二運輸所の前田さんが会社を訴えて「ボーナスカット」裁判に突如、大阪第一、二運輸所勝見副所長が姿を見せました。まさか、勝見さん個人が裁判に関心を持って参加されたとは思えず、何の目的で行かれたのかははっきりしない、社員の誰が裁判に来ているのかを点検し、それを関西支社に報告するために来ていたのではないかと疑いを持っていました。

また3月10日、大阪第二運輸所の竹本さんが会社を訴えている「ボーナスカット」裁判が大阪地裁で行われました。よもやと思っていましたが、再び勝見副所長が他の大阪第二運輸所馬場助役さんを引き連れて姿を見せられました。疑問に思った私たちの「今日は何で来られたのですか、仕事ですか」「今日の勤務認証は」の問いに対して、勝見副所長は「支社に聞いて下さい」と言われました。ところが、勝見副所長は裁判が開廷されたら法廷には入っておられませんでした。

したがって、勝見副所長は法廷での審理内容を把握するためではなく、別の目的（上記の疑い「社員の誰が裁判の傍聴に来ているのかを点検し、それを関西支社に報告するために来ていたのではないかと」）の為に参加されたのではないかと、更に疑いを深めることになりました。

よって以下の通り解明要求を申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し誠意ある回答をすること。

## 記

1. 勝見副所長は、私たちの問いに対して「支社に聞いて下さい」と言われた。勝見副所長がまさか虚偽を述べられるはずがなく、それが事実であるとして改めて確認を求める。  
勝見副所長（馬場助役）が前田さん、竹本さんの「ボーナスカット」裁判に行ったのは支社（関西支社）の指示によるものなのか明らかにすること。
2. 関西支社の指示であるならば、勝見副所長は勤務として承認されていると考えるが事実を明らかにすること。
3. 関西支社の指示で行かせた目的を明らかにすること。
4. 勝見副所長と馬場助役を参加させた目的は、開催された裁判の審理内容を把握させるためなのか明らかにすること。それが事実なら、勝見副所長は3月10日に開催された竹本さんの裁判の法廷には入っておらず職務怠慢であると言える。会社の見解を明らかにすること。
5. 裁判の審理内容を把握させるためでないとしたら、「参加した社員の名前、人数、所属を点検する」「それを関西支社に報告する」ために来ていたと断定せざるを得ない。  
これが事実なら会社の裁判への妨害行為である。会社の見解を明らかにすること。

以上